

## 【社会保障協定の締結状況】(2019年5月16日現在)

日本の会社に在籍したまま海外に派遣される場合、両国それぞれの加入条件を満たすときは、日本と相手国の社会保障制度に二重加入することになる。社会保障協定は、このような二重負担を解消するための制度。

\*①②のうち、イギリス・大韓民国・中国は、年金加入期間の通算規定はない

## ①発効済み 18カ国

ドイツ	2000年2月発効	カナダ	2008年3月発効	ブラジル	2012年3月発効
イギリス	2001年2月発効	オーストラリア	2009年1月発効	スイス	2012年3月発効
大韓民国	2005年4月発効	オランダ	2009年3月発効	ハンガリー	2014年1月発効
アメリカ	2005年10月発効	チェコ	2009年6月発効※	インド	2016年10月発効
ベルギー	2007年1月発効	スペイン	2010年12月発効	ルクセンブルク	2017年8月発効
フランス	2007年6月発効	アイルランド	2010年12月発効	フィリピン	2018年8月発効

※2018年8月改正議定書発効

## ②署名済み 4カ国

イタリア	2009年2月署名	スロバキア	2017年1月署名 (2019年7月1日発効予定)	中国	2018年5月署名 (2019年9月1日発効予定)
------	-----------	-------	------------------------------	----	------------------------------

## ③政府間交渉中 2カ国

トルコ	2016年4月 第5回政府間交渉実施	フィンランド	2018年11月 第2回政府間交渉実施
-----	--------------------	--------	---------------------

## ④予備協議中など 2カ国

オーストリア	ベトナム
--------	------

## 【年金保険料の二重負担の解消】(日・中社会保障協定の場合)

- 相手国に派遣される駐在員は、派遣期間に応じて、いずれか一方の年金制度のみの適用を受ける

・派遣開始から5年以内の場合：派遣元国の年金制度にのみ強制加入(派遣先国の年金制度は加入免除)  
・派遣開始から5年を超える場合：原則として派遣先国の年金制度にのみ強制加入

- 派遣先国の年金制度の加入免除のために、派遣元国で交付を受けた「適用証明書」が必要\*

\*「適用証明書」は8月1日から日本年金機構に交付申請が行える予定

## 【日本の企業に勤務する人が、中国に一時派遣される場合の例】



## 【年金加入期間の通算】(日・米社会保障協定の場合)

海外で働く人の  
社会保障協定

日本と中国の社会保障協定が2019年9月1日発効します。今回、海外で働くときに知っておきたい「社会保障協定」をご紹介します。



真一 日本の老齢年金を受けるためには、年金の加入期間が10年以上必要なんですね？  
横山 そうです。改正前は25年必要でしたが、だいぶ短くなりましたが？

横山 日本の企業から海外に派遣されると、日本と相手国の年金制度に二重加入します。  
真一 保険料を負担して必要な期間を満たせば年金をもらえるとしても、負担は大きいですね。  
横山 両国分ですから負担は大きいですね。でも、社会保障協定を締結した国に派遣される場合は、二重加入が解消されますよ。  
真一 その社会保障協定って何ですか？

横山 諸外国と日本の間で二重加入を防止する協定で、両国間の年金制度の加入期間を通算する仕組みがあります。  
真一 通算というのは、日本での加入期間が5年、相手国での加入期間が5年なら、合計10年になるので、日本の老齢年金を受けられますが、横山 そうなんですね。ここでは年金について説明しましたが、医疗保险制度も協定の対象となっていて、厚生労働省と日本年金機構の保険制度、雇用保険制度、労災保険制度、年金加入期間の通算規定はありません。  
横山 そうなんですね。ここでは年金について説明しましたが、医疗保险制度も協定の対象となっていて、厚生労働省と日本年金機構の保険制度、雇用保険制度、労災保険制度、年金加入期間の通算規定はありません。



横山玲子(よこやま・れいこ)  
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
ホームページ <https://www.r-yokoyama-office.jp/>  
Twitterアカウント @mayokor